

東京都計画地区計画 六木一丁目地区地区計画 〔足立区決定〕 【総括図】

● 地域地区の境界線のとおり
地域地区の境界線を示すものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線
とさせていただきます。
図例で示されていないものは、道路等の幅員から推定します。
(例) 30—300を示す(道路等の中心線) 30—300を示す(道路等の中心線)
● 日照規制の境界線のとおり
日照規制による日照規制の境界線を示すものは、原則として日照規制の境界線と
させていただきます。

地区計画等の区域
地区計画区域
防災地区整備地区計画区域
沿道地区計画区域
新たな防災規制区域
高度利用地区

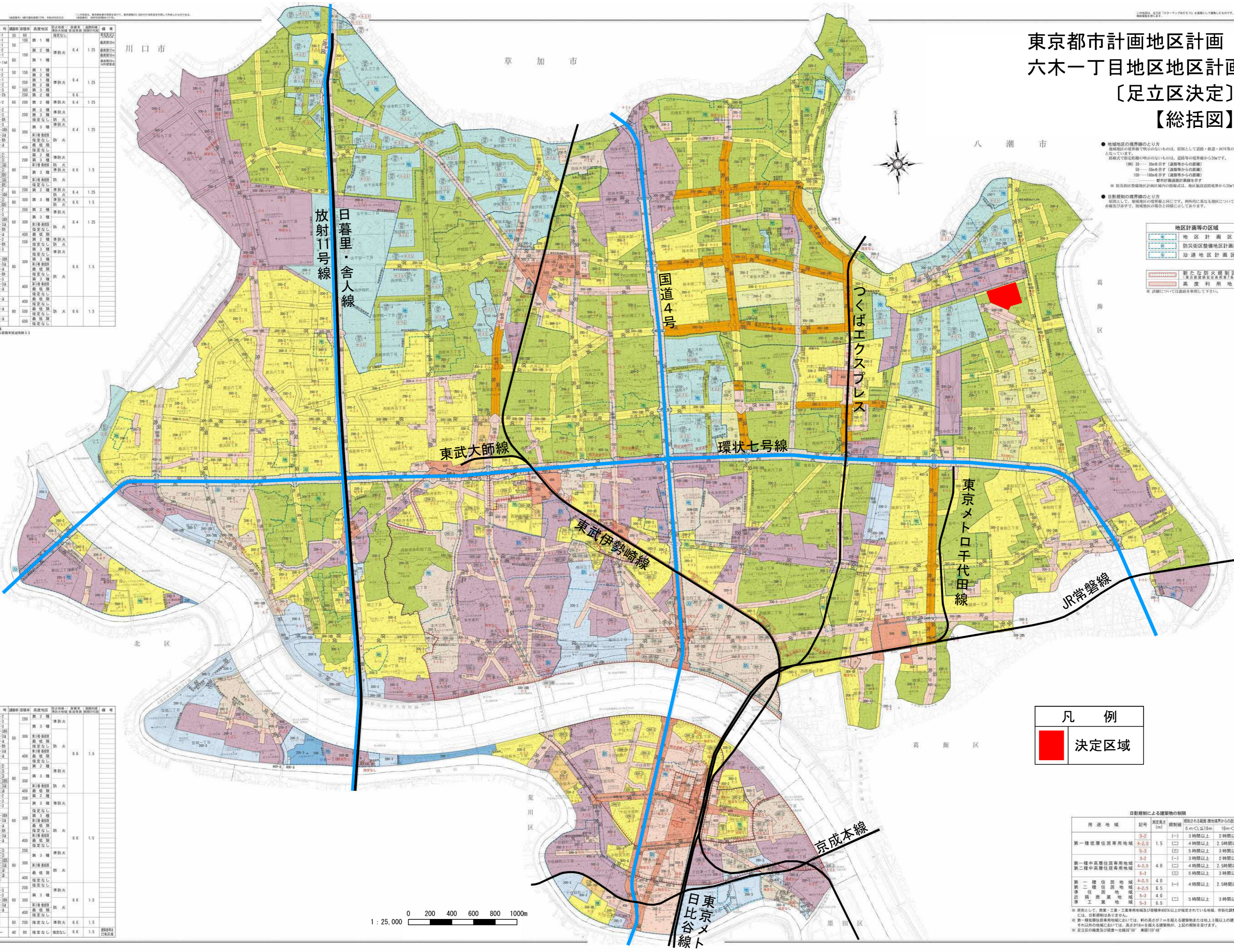
凡例
決定区域

用途地域	記号	高さ制限 (m)	日照規制による建築物の制限	
			敷地面積 (㎡)	容積率
第一種住居用地	R-1	1.5	5m<L≤18m	10m<L
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上
第二種中高層住居専用	R-2	4.0	5m以上	3時間以上
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上
第一種住居地域	R-1	4.0	5m以上	3時間以上
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上
第二種住居地域	R-2	4.0	5m以上	3時間以上
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上
準工業用地	S-1	4.0	5m以上	3時間以上
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上
工業用地	I-1	4.0	5m以上	3時間以上
			(-) 3時間以上	2時間以上
			(○) 4時間以上	2.5時間以上

※ 原則として、商業、工業、工業用地及び防災規制区域以上の用途地帯に所在する建築物は、日照規制はありません。
※ 第一種住居用地に所在する建築物は、敷地面積が7㎡未満、容積率が1以上1.5以下に属する建築物
を7㎡以上の敷地面積と見做し、上記の制限を要しません。
※ 足立区幅員及び境界線(名称) 東京都計画

用途地域	記号	高さ制限 (m)	容積率	日照規制
第一種住居用地	R-1	1.5	1.0	あり
第二種中高層住居専用	R-2	4.0	1.0	あり
第一種住居地域	R-1	4.0	1.0	あり
第二種住居地域	R-2	4.0	1.0	あり
準工業用地	S-1	4.0	1.0	あり
工業用地	I-1	4.0	1.0	あり

用途地域	記号	高さ制限 (m)	容積率	日照規制
第一種住居用地	R-1	1.5	1.0	あり
第二種中高層住居専用	R-2	4.0	1.0	あり
第一種住居地域	R-1	4.0	1.0	あり
第二種住居地域	R-2	4.0	1.0	あり
準工業用地	S-1	4.0	1.0	あり
工業用地	I-1	4.0	1.0	あり



1 : 25,000 0 200 400 600 800 1000m

東京都計画地区計画 六木一丁目地区地区計画 [足立区決定] 【総括図】